

市場価格に織り込まれる

“新たな評価調整”

Prudent Valuation Guidance
(CAP50) 本邦導入

EY新日本有限責任監査法人
2025年12月

金融危機後、バーゼル委員会(BCBS)は「過度に楽観的な市場価格が見えないリスクを誤って膨らませる」という教訓から、財務会計上の公正価値評価は尊重しつつ、観測し切れない不確実性を規制資本を通し保守的に勘案することを目的とし、公正価値評価に係る内部統制と不確実性に対する評価調整の上乗せ(PVA: Prudent Valuation Adjustments)をひとつの枠組みとしてCAP50 (Prudent Valuation Guidance)に整理しました。近年公表された規制整合性評価プログラム(RCAP)において、CAP50が本邦の1柱、3柱ともに公表されていないことが発覚。金融庁は規制裁定と逆選択を回避し、国際市場での信頼維持と可比性を確保するため、国際基準行を対象としてPVG/PVAの2028年3月導入を進めています。

不確実性に対する価格調整を可視化することが求められています

PVGの多くは内部統制に係る要件で構成されており、例えばMarking to Market/Marking to Modelによる日次評価、月次の独立価格検証(IPV)、承認・変更・保管までを貫くモデルリスク管理、それらのシステム統制を求めます。PVAではxVA、クローズアウトコスト、モデル不確実性等に係る各種評価調整が求められ、低流動性ポジションの評価調整が規制資本(CET1)に影響を与えるため、全社横断となって取り組む必要があります。

EYはPrudent Valuation Guidance導入に関連するさまざまな支援実績を有するプロフェッショナル集団であり、公正価値評価に係る内部統制、およびプライシング／評価調整の実務に精通しています。EYグローバルネットワークを活用し、国内外での先進事例を踏まえた助言を行っています。PVG・PVA導入対応を検討する際には、ご連絡ください。

■ Prudent Valuation Guidance(CAP50)のフレームワーク

PVG - Prudent Valuation Guidance - (ガバナンス整備)				PVA - Prudent Valuation Adjustments - (計測手段の確立)	
システム統制と ガバナンス	公正価値評価ポジ ションの日次評価	独立性価格検証 (IPV)	モデル・リスク 管理	評価調整:VA (規制資本、財務会計共に影響あり)	低流動性ポジションのCET1調整 (規制資本控除)
✓ 統制設計と記録を 標準化・文書化	✓ 毎営業日に原則 Mark to Marketで 評価 ✓ 市場価格がない場 合は定義済み閾値 に基づきMark to Modelで評価	✓ 月次で公正価値評 価されるポジション のIPVを実施 ✓ 価格情報が基準未 充足の場合は、評 価調整を適用	✓ モデルライフサイク ルに応じた内部統 制を整備	✓ Mid-market value ✓ Close-out costs ✓ Concentration ✓ Early termination ✓ Model risk ✓ Operational risk ✓ Investing and funding costs ✓ Unearned Credit Spreads ✓ Future administrative costs	✓ 低流動性ポジションの評価調整は、 規制資本上のTier1の金額に影響

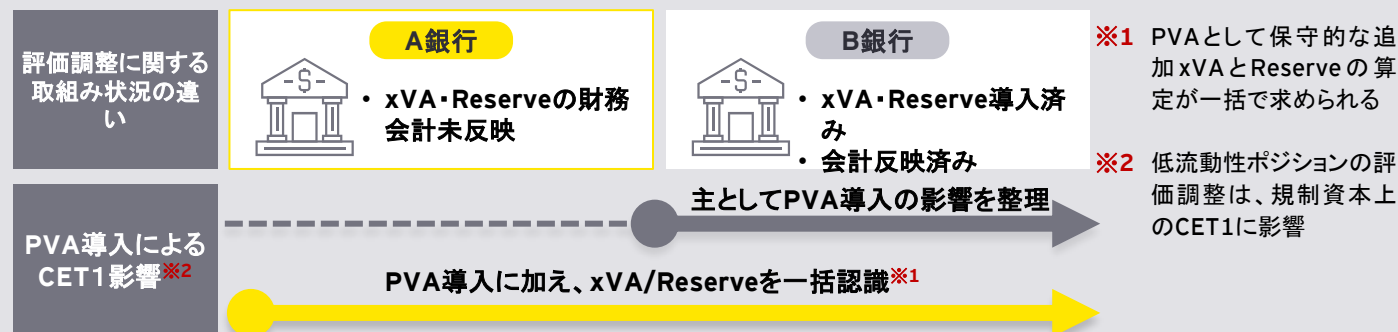
市場価格に織り込まれる “新たな評価調整(VA)”

Prudent Valuation Guidance (CAP50) 本邦導入

PVG/PVA導入および態勢整備に向けたEYの考え方

xVAやReserveの認識有無について、各金融機関で濃淡が存在し、本規制対応のスタート位置が異なる
影響度分析から自社状況を迅速に把握し、ガバナンス態勢整備を見据えつつ、定量的な計測体制(PVA)から着手することが肝要

本邦金融機関におけるxVA・Reserve等の取組み状況とPVG/PVA導入影響の関係



Prompt action is important

国内金融機関におけるPVG/PVA導入・整備までの想定プロセス



PVG/PVA導入の影響度分析



PVA導入
(定量的な計測体制整備)



PVG導入
(内部統制・モデルガバナンス態勢整備)

主要な対応事項・検討事項

- ✓ PVA計算対象の商品・システムの特特定や人員・開示情報(Pillar3対応)の影響箇所の調査
- ✓ CET1控除額など定量的なインパクト、内部統制観点も踏まえて分析
- ✓ 日次評価方法(Mark to Market/Model)とIPV頻度/内容の現状棚卸し
- ✓ 現在のIPVワークフロー、xVAやReserve等の認識、取扱い状況を確認

- ✓ 各種VA・Reserveの計算方法の確立と財務会計、規制上(資本賦課)の認識
- ✓ Front(1線)・Risk(2線)・Finance(会計)のRACIを定義
- ✓ 各プロダクトのPVA計算→CET1控除額へブリッジ方法等、各種システム対応
- ✓ 各PVA計算結果に対する開示情報のマッピング(Pillar3対応草案)

- ✓ モデルライフサイクルに係るモデルリスク管理の下、モデルの不確実性を把握するフレームワークの構築
- ✓ 月次IPVやリザーブロジックの定期的な検証などオペレーションモデルの確立、関連規定類・ドキュメンテーションの整備
- ✓ PVAのレポートング体制の整備

Why EY

■ Basel規制対応のプロフェッショナル集団

■ グローバルな知見の提供

■ PVG関連テーマの豊富な実績

- 国内外ネットワークに基づく深度のあるナレッジと事例に基づくアドバイスを提供
- 本規制導入・開示がすでに行われている欧州金融機関の豊富なAudit knowledge
- 国内外の規制当局やFintech協会等との連携を通じた最新のRegTechナレッジを提供可能

サポートチーム



川口 琢磨
パートナー
EY新日本有限責任監査法人
takuma.kawaguchi@jp.ey.com



服部 諒介
シニアマネージャー
EY新日本有限責任監査法人
ryosuke.hattori@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp